

■保険料の計算方法

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 } 43,510\text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 330,000\text{円}) \times 0.0855$$

■保険料の減額

- ① 世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の所得金額の合計が33万円以下の方 → 均等割額を8.5割減額 (6,526円)
- ② ①の方のうち、世帯内の後期高齢者医療被保険者全員が、年金収入80万円以下で、他の所得がない世帯の方 → 均等割額を9割減額 (4,351円)
- ③ 総所得金額等が33万円を超え、33万円+(24万5千円×世帯主でない被保険者数)以下の世帯 → 均等割額を5割減額 (21,755円)
- ④ 総所得金額等が33万円を超え、33万円+(35万円×世帯の被保険者数)以下の世帯 → 均等割額を2割減額 (34,808円)
- ⑤ 後期高齢者医療制度に加入する直前は職場の健康保険などの被扶養者であった方 → 均等割額を9割減額 (4,351円)
※所得割は賦課されません
- ⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた額が58万円以下の方 → 所得割額を5割減額

◆保険料の支払方法
年金からの
お支払い(特別徴収)や口座振替または納付書(普通徴収)でお支払いください。口座振替でお支払い

◆保険料の減額
7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

◆保険料の納期
特別徴収
平成23年の所得で仮算定した保険料を4月・6月・8月、平成24年の所得で本算定した保険料を10月・12月・2月の年金からお支払い

◆普通徴収
7月から翌年2月までの計8回で納付(7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる場合あり)

◆保険年金課
23局 3514 FAX 23局 0180

平成25年度後期高齢者医療保険料が決定します

7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

◆保険料の計算方法
保険料額は、一人ずつ均等に負担

していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、一人あたりの上限額は55万円です。

◆保険料の減額
4月1日現在の世帯状況において、「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計額により、均等割額・所得割額の減額が判定されます。

ただし、年金所得については、特例として、さらに15万円を控除した額で判定されます。

◆保険料の支払方法
年金からの
お支払い(特別徴収)や口座振替または納付書(普通徴収)でお支払いください。口座振替でお支払い

税

「特定世帯」「特定継続世帯」に関する
国民健康保険税の軽減措置が延長

世帯主もしくは世帯員が後期高齢者医療制度に移行したことにより、

ただき場合は、市役所で手続きが必要ですので、お問い合わせください。

ただし、年金の額が年間18万円以下の場合、もしくは介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、口座振替または納付書によるお支払いとなります。

◆保険料の納期

・特別徴収

平成23年の所得で仮算定した保険料を4月・6月・8月、平成24年の所得で本算定した保険料を10月・12月・2月の年金からお支払い

・普通徴収

7月から翌年2月までの計8回で納付(7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる場合あり)

▼保険年金課

23局 3514 FAX 23局 0180

寄付



国民健康保険加入者が1人となった世帯(特定世帯)は、国民健康保険税の「医療分及び後期高齢者支援金分の平等割額」が軽減される対象期間を移行後5年間とされていますが、4月1日から、これに加えて移行後6～8年目の世帯を特定継続世帯として、新たに創設し、軽減が3年間延長されました。

▼内容 Ⅱ「後期高齢者医療制度移行後最初の5年間」2分の1を軽減【移行後6～8年目】4分の1を軽減

▼保険年金課
23局 2149 FAX 23局 0180

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼5月24日、豊橋ベンチャークラブ会長 高橋千代様から地域社会への貢献のため、絵本23冊。